

I 第20回WGの意見等報告

平成27年12月24日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1. 第20回WGの意見等報告（1）

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	資料2	マイナンバー（法人番号）に係る対応〈4〉	<p>（WG時の意見）（航空 通関・物流等WG委員）</p> <p>① 法人番号を持っている法人で、JASTPROコードあるいは税関発給コードを持っていない法人もしくは紐づけがなされていない法人は、法人番号を入力しても英文の社名、住所が出力されないと思うが、導入当初は仕方が無いにしても、導入後に各通関業者で入力した情報を何らかの方法で輸出入者ファイルに転用し、データベースとして蓄積して、次に入力する時には英文の会社名および住所が出力されるような、情報の共有を図るような考えはないのか。</p> <p>（WG時の事務局回答）</p> <p>⇒ 同じ法人でもその時点で入力があることがあり、一回入力した情報をそのまま信用することにはリスクが高いと考える。その法人がどのような名称で英語表示したいかは、事前にNACCS上に登録された情報が一番妥当である。輸出入者に都度確認して入力を行っていただきたい。</p> <p>（WG時の意見）（航空 通関・物流等WG委員）</p> <p>② 民間利用者が登録した法人番号および会社名、住所を再利用するという考えは無いのか。出力された結果を通関士が審査して、その内容で申告するかどうかは通関業者の責任になる。NACCSとして過去に入力されたものを出力して、それをそのまま使うかどうかは通関士の審査の責任で行うのであれば、問題無いと考える。ただし、データラメなデータを提供することは出来ないため、申告して許可になったデータだけを出力の対象にする、税関の審査終了を経て許可になったデータに絞って出力する、過去に10回以上完全一致したデータだけを出力する等、精度を上げる方法があるのではないかと考える。入力データの出力はNACCSの開発方針に反していないと考えるので、検討に値すると考えるがいかがか。</p> <p>（WG時の事務局回答）</p> <p>⇒ NACCSが提供する情報の正確性、信頼性の問題にたどり着くと考える。様々な関係者が同じ法人番号に対して英文を自由に登録出来るようになると、情報の正確性が担保出来ないと考え。輸出入者コードの管理は、単に申告控等に英名等を出力するだけでなく、その輸出入コードが標準コードとして適正に管理されていることを前提として、口座利用、担保利用等の便利機能として利用できるという事実がある。ご意見については理解出来る面もあるが、NACCSセンターとしてはこれまで提供してきた信頼性、確実性から、従来通り標準コードとして適正に管理しているコードについて皆様に提供することが最善と考えている。</p> <p>（WG時の意見）（航空 通関・物流WG委員）</p> <p>③ 様々な関係者が更新可能とすることによる不確実性が生じるということであれば、利用者コードと法人番号の関連を持たせて、登録した利用者コードからのみ呼び出せるようにすればよいのではないかと考える。NACCSには、過去の情報を呼び出す業務があるので、同様の提供が可能ではないかと考える。</p> <p>（WG時の事務局回答）</p> <p>⇒ 各利用者単位に持つことになれば、膨大なデータ量となることが容易に想像でき、システムへの影響が大きくなるという懸念がある。いずれにせよ、本件要望に関しては、改めて回答させていただく。</p> <p>（WG時の意見）（航空 通関・物流等WG委員）</p> <p>④ 過去に申告された法人番号情報をNACCSに保管して、そのデータを有料で通関業者に提供いただき、利用する方法はいかがか。税関でも申告した情報を保管していると考えるので、官民一体で情報提供していただきたい。</p> <p>（WG時の事務局回答）</p> <p>⇒ NACCSセンターにおいて、新規の情報提供サービスを検討している。NACCS本体では行う考えはない。</p>	<p>今回のWG「マイナンバー（法人番号）に係る対応〈5〉」においてご回答致します。</p>

1. 第20回WGの意見等報告（2）

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	資料2	マイナンバー（法人番号）に係る対応〈4〉	<p>（WG時の意見）（海上 通関WG委員） I D A時に法人名を確認するための手段として、I D Aに、例えば、法人番号確認要否欄等を設け “Y” を入力した場合は、法人番号D Bにある社名等を紙で出力することは出来ないか。それでチェックを行えば、間違いが減るのではないかと考える。</p> <p>（WG時の事務局回答） ⇒ 確認を行う手段を提供するとすれば、例えば、I D Aの入力画面に業務リンクを設けて「輸出入者情報照会（I I E）」業務にリンクするというのも現実的な対応として考えられる。いずれにせよ、ご要望は承ったので検討をさせて頂きたい。</p>	<p>今回のWG「マイナンバー（法人番号）に係る対応〈5〉」においてご回答致します。</p>

2. 第20回WG後の意見等報告（1）

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	資料2	マイナンバー（法人番号）に係る対応〈4〉	<p>（意見）（関係団体）（海上 通関WG委員） 法人番号を入力して事項登録を行った時、入力控上の輸出入者情報（英文）は紐づけされたものが自動補完され表示されたのか、社名等を手入力したものなのかを紙面で解かるマークなどを付けて頂きたい。</p> <p>例：自動補完にて輸出入者名が表示された場合は、名前の右側に（*）が表示され、手入力の場合は（ブランク）になる等。</p> <p>上記要望の理由は、通関士が輸出入者のチェックをする際に法人番号からの自動補完であれば、入力控に表記された輸出入者名をチェックするだけで正しい会社か判別できますが、手入力にて社名など入力された場合は、入力した法人番号が本当に正しいのか、社名のタイプミスが無いのかの二点を、チェックする必要が生れるため。</p> <p>（意見）（関係団体）（海上 通関WG委員） 入力控等に出力された輸出入者名と住所が自動補完されたものなのか、手入力したものなのかを区別できるような表示をしてほしい。</p> <p>現状では、輸出入者コードがないものは輸出入者名、住所が手入力されたものであることが明確であるが、平成29年10月以降は法人番号が存在しても輸出入者名、住所を手入力するものが存在する為、書類審査をする際に輸出入者名と住所が自動補完されたものか、手入力されたものかが区別できなくなる。</p> <p>（意見）（航空 通関・物流等WG委員） JASTPROコードを持つ法人番号（輸出入者コード）については、基本、輸出入者名等の自動補完が働いている為、通関士の審査の際スペルミスなどに注意を向けなくてもよい点などがあり、自動補完がされたものなのかどうか、入力控上でもその判断が出来るようになっていくことが望ましい。そこで、NACCSセンターから法人番号と紐づいたJASTPROコード又は税関発給コードを「輸出入者コード欄」に入力した場合には、当該欄に法人番号に変換され出力され、入力したコードは参考情報として申告控えに反映される提案があったが、それに加えJASTPROコード等と紐づいた法人番号を「輸入者コード欄」に入力した場合は、入力した法人番号を参考情報として表示されるように仕様を変更していただくことは出来ないか？また、もし可能である場合には、表示欄を輸出入者名が表示される上段に移動することが出来ないか検討していただきたい。</p> <p>（意見）（航空 通関・物流等WG委員） 法人番号対応について、「輸出入者情報照会（IIEO1）」業務の検索結果に法人番号に関する情報（和名等）が追加されることは歓迎できる。通関士審査の観点から、社名及び住所の自動補完の無い法人番号を入力した事項登録（IDA/EDA等）の出力情報に法人番号に関する情報（和名等）が出力されているほうが利便性が高い（IIEO1を併用しないで済む）との意見がありました。NACCSに登録がない法人番号が少なからず発生する仕組みであるため、検討をお願いします。</p> <p>（意見）（海上 物流等WG委員） JASTPROコードが将来的にも存続するのであれば、輸出入者コードをマイナンバー（法人番号）に移行する必要性について疑問を感じる。移行する意義について、ご教授いただきたい。</p>	<p>今回のWG「マイナンバー（法人番号）に係る対応〈5〉」においてご回答致します。</p>

2. 第20回WG後の意見等報告（2）

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	資料2	マイナンバー（法人番号）に係る対応〈4〉	<p>（意見）（航空 通関・物流等WG委員）</p> <p>① 国際郵便貨物の賦課課税方式への法人番号適用の有無について 申告納税方式の申告に対して、輸出入者符号に代わり法人番号を使用することになるが、同様に賦課課税方式に対しても適用されるという理解でよいのか？</p> <p>② 法人番号のみでの申告可否について 法人番号は行政手続における特定の法人を識別するための番号であることから、会社名および住所の入力なしで法人番号のみの申告も可能とする検討を願いたい。</p> <p>③ 法人番号データベースの運用について (a) 当初 J A S T P R Oコードを持っていたことで英訳が行われ法人番号と英文での紐づけ付けが行われたが、その後 J A S T P R Oの更新を行わないとなった場合、自動補てんされていた英文の情報はどのようになるのか？先日の説明で通関実績などのデータは法人番号データベースと紐付された状態となるため残るとあったが、英文の自動補てんについても同じと考えていいのか？ (b) 事後調査などの税関での調査があり、法人番号と輸出入者コードとしての英文が公式な情報として税関側で判明した場合、J A S T P R Oへの登録を輸出入者が望まなかったとしても、税関では英名での法人番号データベースへの登録等は一切行わないのか？</p> <p>④ J A S T P R Oコードと法人番号の紐付作業 関税局から、税関発給コードと法人番号の紐付作業は、申請単位ではなく一括して行う旨のコメントがWG内であったが、J A S T P R Oコードと法人番号の紐付作業も一括して行う方向で検討願いたい。（未申請分を無くすため）</p>	今回のWG「マイナンバー（法人番号）に係る対応〈5〉」においてご回答致します。
2	資料3	原産地証明書識別の4桁化	<p>（意見）（関係団体）（航空 通関・物流等WG委員）</p> <p>① 4桁化にする理由等、概ね理解することができたが、コードの数を極力少なくまとめられないか。4桁のコード体系の内、【貨物の種類】について以下を要望する。</p> <p>(1) 一般特恵とE P Aの原産地証明書提出猶予のコードを一本化できないか。 【参考】原産地証明書提出猶予コード：一般特恵「M」、E P A「L」</p> <p>(2) 「R：貨物、インボイス等により原産地が確認出来る貨物【CO等提出なし】」と「N：原産地を確認できない貨物【CO等提出なし】」は分ける必要があるのか。インボイス等に含まれる書類の範囲を明確にする必要もあり、そもそも分けること自体を再検討していただきたい。</p> <p>② E P A等の協定（特恵）税率を使用しない通常の申告については、「貨物種類区分」1桁のみの入力可能とする現行と同じ仕様にできないか。</p>	今回のWG「原産地証明書識別の4桁化〈2〉」においてご回答致します。
			<p>（意見）（関係団体）（海上 通関WG委員） 原産地証明識別（4桁）の入力欄について、「原産地種別2桁」、「原産地証明者等区分1桁」、「貨物種類区分1桁」の3つの窓に分けるという案がワーキング時に出ていたが、それに賛同の意見が所属団体の会員から多く出ていた。</p> <p>（意見）（関係団体）（航空 通関WG委員） 「原産地種別2桁」「原産地証明者等区分1桁」「貨物種類区分1桁」、画面上の入力欄を分けてみてはどうか。</p>	

2. 第20回WG後の意見等報告（3）

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
3	—	輸出入申告官署自由化の対応	<p>（意見）（航空 通関・物流等WG委員）</p> <p>申告官署自由化後における通関業者営業所の利用者 I Dおよび通関士 I Dは、現在の申告税関毎の付与でなく全国共通の一つの I Dとなるように要望したい。</p>	<p>申告官署の自由化は貨物の蔵置官署以外の官署に輸出入申告が可能となる制度であり、通関営業所の利用者 I Dの付与方法（N A C C Sの利用契約）とは直接関係するものではありません。従いまして、現段階では利用者ID等の付与方法や利用契約の単位等の見直しを行う予定はございません。</p>